

串間市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成31年3月18日

串間市監査委員 吉 本 之 俊

串間市監査委員 瀬 尾 俊 郎

申 監 第 1 8 6 号
平成31年3月18日

串 間 市 長 島 田 俊 光 様
串 間 市 教 育 長 吉 松 俊 彦 様
串 間 市 議 会 議 長 山 口 直 嗣 様

串 間 市 監 査 委 員 吉 本 之 俊
串 間 市 監 査 委 員 瀬 尾 俊 郎

財政援助団体等に対する監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

平成30年度

財政援助団体等監査結果報告書

串間市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の場所	1
4	監査の方法	1
5	監査した委員	1
6	監査対象及び監査実施日等	1～2
7	監査の結果等	2～5

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の範囲

主として平成30年度執行に係る出納その他の事務の執行

3 監査の場所

串間市役所監査委員事務局

4 監査の方法

財政援助団体については、当該財政援助に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者については、当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が関係法令や協定書に基づいて、適正に執行されているか、また、所管課がこれらの団体に対し適切に指導監督を行っているか等を着眼点として監査を実施した。

なお、監査に当たり、あらかじめ資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類と照合点検し、それぞれの団体役員及び事務局職員並びに主管課職員から説明を受けた。

5 監査した委員

吉本之俊 瀬尾俊郎

6 監査対象及び監査実施日等

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
串間市子ども会育成連絡協議会育成補助金	生涯学習課	平成31年1月29日
串間市民総合体育館及び串間市総合運動公園指定管理(代表企業 株式会社ジェイレック)	生涯学習課	平成31年1月29日
串間市シルバー人材センター補助金	福祉事務所	平成31年1月29日
串間市農村環境改善センター指定管理(串間市シルバー人材センター)	農業振興課	平成31年1月29日
串間市健康づくりサポーター協議会補助金	医療介護課	平成31年1月30日

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
串間市魚業活性化対策事業補助金 (串間市漁業活動促進協議会)	農地水産林政課	平成31年1月30日
市民発！にぎわい創出事業補助金 (一般社団法人 ひかり)	総 合 政 策 課	平成31年1月30日
支え支えられる地域連携 推進事業補助金 (北方地区地域連携組織検討委員会)	総 合 政 策 課	平成31年1月30日

7 監査の結果等

監査対象の補助団体及び公の施設に関する事務については、概ね適正に処理されていると認めたが、一部、会計処理等に改善を求められるものがあり、下記のとおり指摘・要望する。今後、所管課と各団体において必要な検討・改善を加え、事務処理等の適正な執行に努められたい。

また、提出された資料については、誤謬等が見受けられ、資料提出後の差し替えもあったところである。資料の提出にあたっては、十分な精査のうえ、提出されるよう要望する。

(1) 串間市子ども会育成連絡協議会育成補助金

- ① 事務処理については、本年度より専任の事務職員を配置し、適正に処理されている。また、各種活動もほぼ計画どおり実施されている。
- ② 平成29年度に加入条件（個人での加入）を変更し、加入者の増も図られている。今後も各種事業に取り込まれるなかで、その事業内容を広く周知され、加入者の増を図るとともに、ジュニア・リーダーの育成と交流を深められ、子ども達の健全育成に努められたい。

(2) 串間市民総合体育館及び串間市総合運動公園指定管理（代表企業 株式会社ジェイレック）

- ① 平成29年度に、団体負担により施設の管理者を育成され、事務所職員（3名）、作業員（6名）についても、地元雇用を優先に採用している。
- ② ウェイトトレーニング施設の利用については、事前に講習を受ける必要があるが、講習会を週2日、午前・午後・夜間3回の、月24回開催している。

今後も、整備してある器具の内容・講習会の開催案内等、広く市民に周知し、ウエイトトレーニング施設の利用者の増を図るとともに、安心・安全な管理運営に努められたい。

- ③ 当施設は、市民の利用はもちろんのこと、市外の高校・大学・社会人チームのスポーツ合宿等に多く利用され、スポーツランド串間の推進に拠点となる重要な施設である。今後も所管課と綿密な連携による安全管理と適正な施設の維持管理に努めるとともにスポーツ&カルチャーランド串間推進協議会等との連携により、施設の利用拡充に努められたい。

(3) 串間市シルバー人材センター補助金

- ① シルバー人材センターの会員数は、平成23年度をピークに年々減少し、また高齢化も進んでいる。今後も65歳定年制への移行により会員の減少・高齢化が懸念される所であり、センターの業務内容の拡大等を協議し、市民へ広く周知し、会員の増加に努められるとともに会員が長年培ってこられた知識や経験、技能が活かせる体制づくりに取り組まれたい。
- ② 補助金交付要綱第4条に補助条件として規定されている関係書類については、保存年限が定められていないので明記されたい。

(4) 串間市農村環境改善センター指定管理（串間市シルバー人材センター）

- ① 施設の利用状況について、各種自主事業の市広報誌での案内等取り組んでいるが、利用件数・利用者数・利用料金は、減少傾向にある。
地区体育館（旧北方中学校体育館）等の利用者増が影響しているとの事である。
自主事業（料理教室・整体操教室等）の開催案内を市広報誌において紹介されているが、今後も所管課と協議し、施設の利用者増に向け、市内全域への利用促進の周知を図られたい。
- ② 平成29年度収支決算書によると、支出・諸経費・需用費（修繕費）において、1件39,000円の支出がなされている。基本協定書第15条（管理施設の改修等）によると、1件につき3万円以上の修繕及び改修については、両者の協議により市が実施するとあるので、十分な協議が必要であったと思料する。

(5) 串間市健康づくりサポーター協議会補助金

- ① 本協議会は、「串間市健康都市づくり推進協議会」を一新し、自助・共助・公助の連携を図り、市民総参加の「地域に根ざした生涯健康づくり」を推進するため、各地区に「健康づくりサポーター」を置き、各種健（検）診の受診勧奨及び健康づくり啓発活動を行うため、本年度発足したものである。
- ② 協議会活動は、ほぼ計画どおり実施されているが、「健康づくりサポーター」を全地区に配置され、各種健（検）診の受診率向上や各健康づくり事業に多くの市民が参加され、市民の健康増進に繋がるよう活動されることを要望する。
- ③ 事務の執行体制として事務局を医療介護課に置き、補助金申請等の事務を職員が行っており、運営費補助金の交付並びに本協議会を指導監督する立場上、適正でないと思料するので、そのあり方については、十分、検討・協議され、本協議会を指導・育成されたい。

(6) 漁業活性化対策事業補助金（串間市漁業活動促進協議会）

- ① 予算の執行状況が平成 30 年 12 月末現在で 17.3%となっている。既に実施したイセエビ祭り等での活動経費が執行されていない。予算の執行については、その都度、適正な事務処理を行うよう要望する。
- ② 事務の執行体制として事務局を農地水産林政課に置き、補助金申請等の事務を職員が行っており、運営費補助金の交付並びに本協議会を指導監督する立場上、適正でないと思料するので、そのあり方については、十分、検討・協議され、本協議会を指導・育成されたい。
- ③ 補助金交付要綱について、「申請書に添付すべき書類」・「補助条件」・関係書類の保存年限の規定がないので、補助金交付要綱を速やかに整備されたい。

(7) 市民発！にぎわい創出事業補助金（一般社団法人 ひかり）

- ① 本年度の事業については、事業実施スケジュールどおり実施されている。今後も新たに立ち上がるNPOと共同事業を検討されており、さらに魅力ある事業内容を計画立案され、串間市の活性化に繋がるよう取り組まれることを要望する。
- ② 本年度の予算執行状況（支出）を見ると、8月に開催した「串間市民大学」の講演委託料として 20,000 円を支出しているが、別途使用料・手数料として車の

代行料が支出してある。講演委託料については、他の講演委託料と同じく交通費込みの契約であり、適正な予算執行ではなく、所管課において協議・指導されたい。

(8) 支え支えられる地域連携推進事業補助金（北方地区地域連携組織検討委員会）

- ① モデル地区に選定され2年目であり、視察研修・講演会等ほぼ計画どおり実施されている。

しかし、高齢化や担い手不足等により地域連帯感の希薄化等、地域の課題も多い状況であり、地域連携組織の立ち上げまでには至っていない。今後も他地区のモデルとなるよう議論・研修等を重ねられ、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人が中心となり、地域の課題解決に向けた取組を持続的に実施する組織の設立に努められたい。

- ② 平成29年度収支決算書によると、収支残額を全額市に返戻している。

「補助金の返還に関する基準」の規定では、運営費補助金の5%以内は繰越することができることとなっていることから、今後の事務処理については、所管課と協議されたい。